

(2) 浴槽の給付等の事業

前記のように、寝たきり老人の苦痛はもとより、その家族の肉体上の負担をいくらかでも緩和するために次の事業を行っています。

① 入浴設備のない家庭に——浴槽と湯沸器とをセットにしたもの給付。

② 身体機能低下の防止と介護補助のために——特別寝台の貸与とマットレスの給付。

③ 浴槽を設置できない家庭に——の浴槽と湯沸器を給付する家庭に、浴室整備に必要な資金の補助。

(3) 介護人の派遣

県下には、一人で暮らしている老人が一万二千七百人います。これらの老人が一時的に病弱などによって食事などの準備ができなくなった場合には、多



▲ 奉仕員による一人暮らしの老人の入浴風景

くは、子や孫や近所の方々がお世話いただけるのですが、中には、これらの身の回りの世話をしてくれる人がない一人暮らしの老人もいます。これらの老人のお世話をするのが介護人です。現在、県下十三市町村の二百八十五人の方々に介護人をお願いしております。

4 生きがい対策

この介護人のお世話の内容は、前記の健康で、生きがいある毎日というのが、老後の最高のしあわせでありましょう。生きがいというのは、本来、非常にプライベートのものであり、他人が一步でも踏み込んで干渉できるものではありません。しかしながら、前記のように、老後をどう過ごしたらよいか迷い、前記のように、老後をどう過ごしたらよいか迷い、前記の

う迷い、又何かを社会のためにやろうと思っただけで、それができないでいる老人が沢山います。これらの人々に、長い老後を生きがいをもって過ごしていただくために、何らかの対策を講ずる必要があります。

しかし、老後の生きがいを考えるに当たってもっとも大切なことは、老人自身の自覚と積極性であると思います。老人であるということ、社会の片隅に引込んでいてはならないでしょう。老人も社会の一員であることを忘れてはなりません。

又、人間は考える草です。遊びや、飲み食いが生きがいであってはなりません。知的活動、芸術活動その他の創造的活動こそ、生きがいではないでしょうか。行政による施策は、これらに達するための一つの援助に過ぎないのです。これらの状態に達するには、老人自身と積極性が不可欠の条件です。次に具体的な対策を紹介しましょう。

(1) 老人クラブの助成

県下には、老人クラブは約二千四百あり、老人の約半数の方が加入されております。老人クラブは、相互の親睦を深め、教

養の向上、健康の増進、レクリエーション活動及び社会奉仕活動等を行い、自分達の希望をみだし、解決して、孤独から自らを解放し、老人は老人なりに自分達の手で進めていこうとする場です。このような重要性と必要性にかんがみ昭和三十八年から、老人クラブの助成を行っているのです。

(2) 老人スポーツ大会の開催

昨年度初めて、県下十一ヶ所で老人スポーツ大会を開催したところ、関係者のよき協力のおかげで、非常に好評でありました。そこで、本年度は、県下十三会場で開催したところ、約八千四百七十九人

の老人の参加を得て非常に盛会でした。社会から疎外されかけていた老人に再びレクリエーションの場が与えられ、青春がよみがえった感を与えたのではないでしょう。一年一度の大会は、日頃の身体の鍛錬の目標となつて、健康の増進保持に役立ち、また忘れかけていた自分の体力への自信を呼びさまし、老人の生きがいのために、大いに役立っていると思います。

(3) 明るく豊かな老後づくり推進事業

老人が、花づくりをしたり、しめな作りなどの軽作業を行ったり、その他老人の活動を助成しようというのが、この事業です。老人は、それまで培った能力や知識をもって、社会のために十分に活動できず、それでこそ老後は豊かになり、生きがいあるものとなりましょう。老人自身の創意工夫によって、この事業の対象となるものを広げてほしいものです。

(4) 老人の就労あつ旋事業

前記のように、老人のかかりの人々が、生活のため、又は生きがいのために老後も働きたいと希望されております。その上に、労働力の老齢化という社会的理由のために、老後もなお働いてほしいという必要性は、今後ますます高くなります。

このような要望に応ずるために、県は県社会福祉会館内に、高齢者無料職業紹介所を設置しており、かなりの実績をあげております。今後は、老人の方々のそれまで培った能力と知識を十分に生かし得るような職種の開拓と求人の開拓となお一層の努力をする必要があります。

(5) 老人居室整備助成

現在老人は、家庭において坐る場所がないと言われます。これは、物理的な場所だけでなく、精神的な老人の果たす役割もないことをいっているのでしょうが、家族と一緒に暮らすようにも、家が狭くてそれができない老人がいらっしゃることも事実です。

この事実をいくらかでも解消しようというのが、この事業で、借金により老人のために居室を作る人の借入れ利子の幾らかを助成しようとするものです。

5 敬老事業

老人福祉法が作られたときに、九月十五日を「老人の日」と定められました。昭和四十一年に「敬老の日」と改められ、国民の祝日となりました。

そもそも「老人の日」は、戦後の老人軽視、老人疎外の風潮を憂えてこれを克服しようとして生まれたのです。

兵庫県社会福祉協議会が、昭和二十五年に「としよりの日」を設けて敬老思想の普及につとめ、大きな反響を呼び起しました。この成果に基づいて、同年十一月の全国社会事業大会に提案され、全国的な実施が決議されたのです。こうして、全国社会福祉協議会では、広く国民

一般の長老敬愛の思想と老人福祉への協力参加を社会的に培うために、老人に対する国家的な保障制度の促進を期して、九月十五日を「としよりの日」と定め、これにつづく一週間を「としよりの福祉週間」として、昭和二十六年から国民運動として全国的に展開したのです。こうして生れた「敬老の日」にちなん

で、県も、満八十八歳以上の老人のすべてに敬老年金を支給し、満八十八歳を記念して敬老祝金と記念品を贈っております。その他、敬老週間事業として、老人介護者の表彰、施設の慰問、老人の作品展なども行っております。

6 施設福祉対策

老後は、住みなれた場所で、家族とともに生活することが、老人の多数の希望であります。しかしながら、身寄りがなとか、あるいは家庭事情、住宅事情で自宅での生活が困難な老人のためには、その援護のために、老人ホームなどの施設が必要です。

また、老後を明るく、楽しく、かつ、有意義に過ごしていただくために、一般の老人の方々に利用していただく施設も必要です。これらの施設として、次のような施設があり、県としても、その整備に大いに努力をしているところであります。

(1) 要援護老人のための施設 (老人ホーム)

近年、老人福祉対策は、家庭奉仕員の派遣など、特に在宅老人への施策が充実してきましたので、在宅から「収容施設援護へ」という傾向にあります。しかし、現在老人ホームへの入所を必要としながら、老人ホームに入れない老人も多く、また老後を設備の充実した環境のよい老人ホームで気がねのない生活を送りたいと願う人達が増加していることも見逃すことができません。老人ホームとしては、三つの種類があり、これら老人ホームへの入所は、老人の心身の状況、経済的条件により区別されております。

特別養護老人ホーム

これは、いわゆる「寝たきり老人」で、自宅で適切な介助を受けることが困難な方々のための施設です。入所にあたっては、経済的事情は問われません。現在、本県では郡市別に十四施設を設置して現在約二百余人の寝たきり老人が新しい療養体制の中で日常生活を送っていらつしやいます。

なお、この特別養護老人ホームは好評で要望も強いので今後増設をはかっています。

養護老人ホーム

これは、心身の障害のため日常生活に支障があるとか、又は家が狭い、家族との折合いが悪いなどの理由で、家族との同居が困難な老人で、所得の少ない方々のための施設です。現在、県下に三十七施設あり、約二千百人の老人が生活されております。

軽費老人ホーム

これは、身寄りのない老人であるとか、家族との折合いが悪いなどの環境上の理由により家族との同居が困難な人々が、低額な料金で、給食その他日常生活に必要な便宜を受けることができる施設です。この施設を利用できるのは、低所得層に属する老人です。

現在、県下には熊本市と宇土市に設置されており、定員は、合計七十人の快適な施設が運営されております。

(2) 一般老人のための施設

一般の老人に利用していただくための施設としては、三種のものがあります。その現況は次のとおりです。

老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の老人が健康で明るい生活を営むために必要な生活相談、健康相談など各種の相談、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与、老人クラブへの援助等、総合的に、無料又は低額な料金で利用していただくための施設です。

現在、県下の七市に七つの施設があります。

老人憩の家

老人福祉センターの小型のもので、小地域の老人を対象とした施設で、主として町村地域に設置されております。

現在、県下の三十四町村に四十の施設があります。

老人休養ホーム

老人休養ホームは、景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し、安い料金で保健休養の場及び安らぎと憩の場を与えるための宿泊施設で、いわば、老人のための国民宿舎です。

現在、県下には、施設がありませんが、早急に実現しようとして調査中です。以上、いろいろと県の施策について、ご説明しましたが、今後これらの施策を充実するとともに、老人の新しい要望に十分こたえるべく努力していきたいと思っております。